

8月31日から開始

申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- 賃金引き上げ結果
- 事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上	600万円	600万円

10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、・に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



令和5年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年1月31日
（事業完了期限：令和6年2月28日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

（計画の承認と事業の実施後）
業務改善助成金を支給
（最大600万円）

対象事業者・申請の単位など

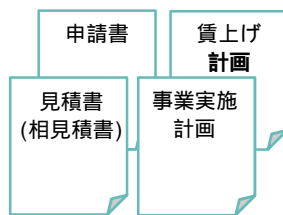
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

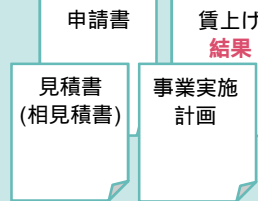
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、賃金引上げ計画は不要です。（事業実施計画は必要です。）



令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。（詳しくは中面へ。）

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

事業場内最低賃金が863円
助成率9/10
8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
助成上限額450万円
設備投資などの額は600万円

540万円
（= 600万円×9/10）
（設備投資費用×助成率）

450万円
（= 助成上限額）
（90円コースの助成上限額）

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上	600万円	600万円

10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

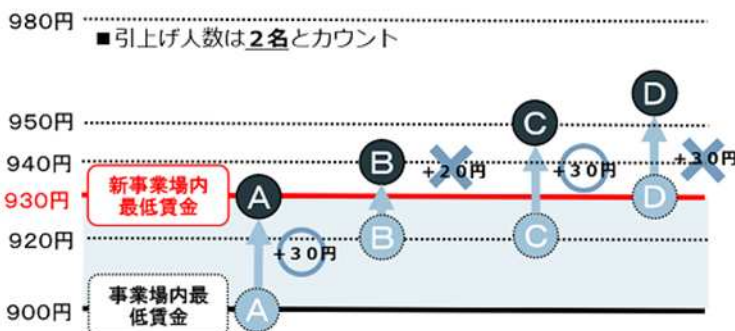
事業場内最低賃金である労働者

事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、・ に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、生産量要件または物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (・のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

<導入前> **<導入後>** **さらなる工夫** セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を約2割引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集

検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干し及び取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前> **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

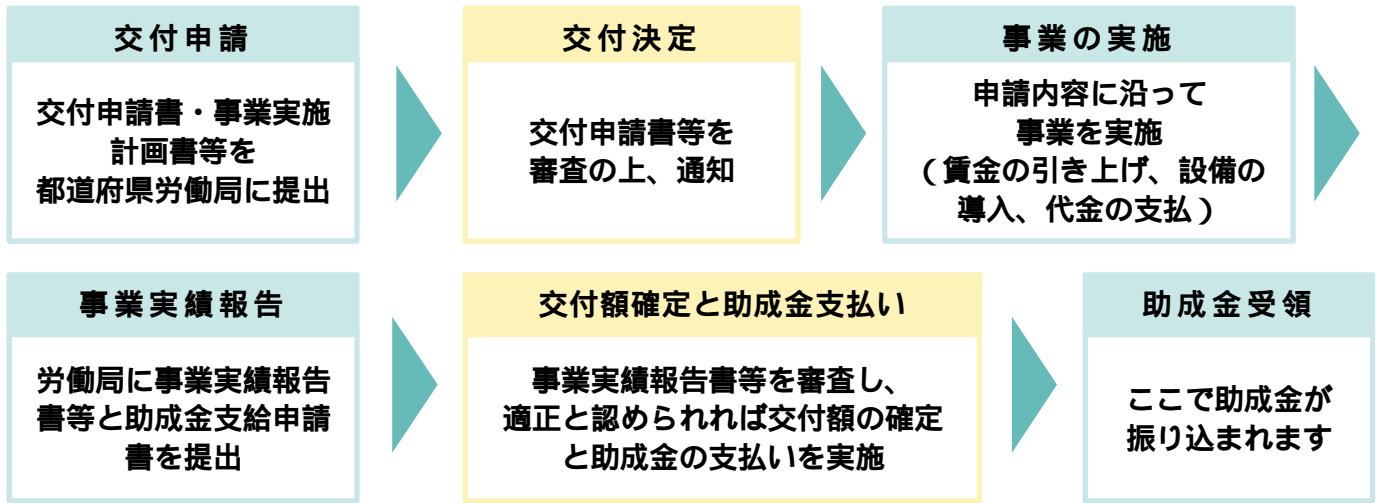
実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円 950円)が発効される場合
発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円 950円)を完了 **対象!**
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円 950円)を実施 **対象外**

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する制度です。

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

①有期→正規： **57万円**（42.75万円）

②無期→正規： **28.5万円**（21.375万円）

①有期→正規： **90万円**（67.5万円）

②有期→無期： **45万円**（33万円）

③無期→正規： **45万円**（33万円）

※重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化

① **9.5万円**（大企業も同額）

② **4.75万円**（大企業も同額）

人への投資

※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、

①**11万円**②**5.5万円**(大企業も同額)

■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用
28.5万円（大企業も同額）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父
① **9.5万円**（大企業も同額）
② **4.75万円**（大企業も同額）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定

1事業所当たり**9.5万円**（7.125万円）

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

① **3%以上5%未満**： **5万円**（3.3万円）

② **5%以上**： **6.5万円**（4.3万円）

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

1事業所当たり **60万円**（45万円）

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

1事業所当たり **40万円**（30万円）

23.7万円（17.8万円）

なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。

1～2時間延長かつ10%以上昇給 **5.8万円**（4.3万円）
2～3時間延長かつ6%以上昇給 **11.7万円**（8.8万円）

※令和6年9月末までの金額

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり **20万円**（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

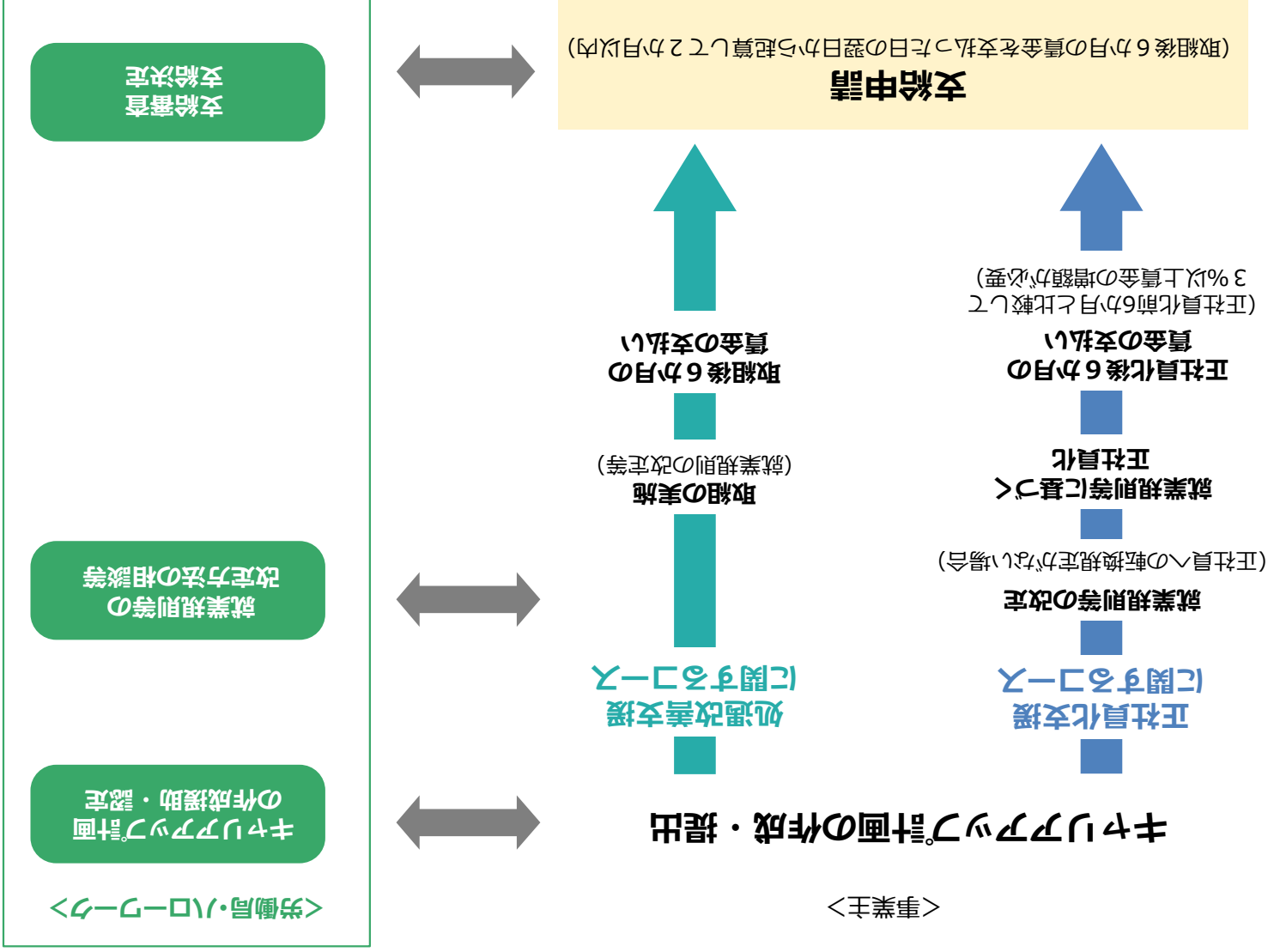
■同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円**（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。



キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要で



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

相談支援
無料

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



厚生労働省 和歌山労働局 委託事業
令和5年度 中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託：全国社会保険労務士会連合会)

会社のお困りごと/ワンストップでサポートします！

和歌山働き方改革推進支援センター

事業主、事業の経営担当者の皆さま
疑問やお困りごとに
社会保険労務士等の専門家が
課題解決に向けて無料でご支援いたします

「働き方改革」は働く方々が
個々の事情に応じて
多様で柔軟な働き方を
自分で「選択」できる社会を
実現するための改革です

例えば
こんなお悩みや疑問

- ✓ 時間外労働の上限規制
- ✓ 同一労働同一賃金への対応
- ✓ 労働関係の助成金の活用
- ✓ 就業規則の見直し
- ✓ 子育て・介護の両立
- ✓ 生産性向上・業務効率化



主な支援内容

支援
01

電話・来所
相談

センターに常駐する社労士
等の専門家による電話・来
所・メール相談

支援
02

企業訪問
による相談

社労士等の専門家が企業
へ訪問し、問題解決に向け
て相談に対応
原則3回(2時間程度)

支援
03

セミナー
開催

事業主向けセミナーを開
催。最新の法改正情報をお
届けします

支援
04

出張相談会
開催

地域のニーズに応じて商工
団体等にて個別相談会を開
催します

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 (和歌山県社会保険労務士会 内)

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00 (※水曜日は 18:00 まで)
(12/29 ~ 1/3 除く)

E-mail. wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

F A X. 073-425-3041



フリーダイヤル

0120-547-888



専門家による企業訪問の申込みは裏面へ
(FAX・E-mail 用 申込書)



和歌山働き方改革推進支援センター

FAX : 073-425-3041

E-mail: wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

訪問相談サービス 申込書

※オンラインでの相談も可能です

社労士等の専門家が貴社に訪問し課題解決に向けたコンサルティング支援をいたします

下記の必要事項をご記入の上、FAX もしくはメールにてお申込みください

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名	フリガナ	従業員数 名 (うちパート 名)																		
所在地	〒 -																			
ご担当者名	担当・役職名 ()																			
電話番号	FAX 番号																			
E-mail アドレス	@																			
ご相談内容 (□に✓をしてください。複数可) <table><tr><td><input type="checkbox"/> 残業を減らしたい</td><td><input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度</td><td><input type="checkbox"/> 労働関係の助成金</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応</td><td><input type="checkbox"/> 最低賃金への対応</td><td><input type="checkbox"/> 子育て・介護の両立</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理</td><td><input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化</td><td><input type="checkbox"/> その他</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応</td><td><input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し</td><td>()</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 有給休暇</td><td><input type="checkbox"/> 人材不足・従業員採用</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金への対応</td><td><input type="checkbox"/> 高齢者の就業促進</td><td></td></tr></table>			<input type="checkbox"/> 残業を減らしたい	<input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度	<input type="checkbox"/> 労働関係の助成金	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応	<input type="checkbox"/> 最低賃金への対応	<input type="checkbox"/> 子育て・介護の両立	<input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応	<input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し	()	<input type="checkbox"/> 有給休暇	<input type="checkbox"/> 人材不足・従業員採用		<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金への対応	<input type="checkbox"/> 高齢者の就業促進	
<input type="checkbox"/> 残業を減らしたい	<input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度	<input type="checkbox"/> 労働関係の助成金																		
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応	<input type="checkbox"/> 最低賃金への対応	<input type="checkbox"/> 子育て・介護の両立																		
<input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化	<input type="checkbox"/> その他																		
<input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応	<input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し	()																		
<input type="checkbox"/> 有給休暇	<input type="checkbox"/> 人材不足・従業員採用																			
<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金への対応	<input type="checkbox"/> 高齢者の就業促進																			
【具体的に相談したい内容】																				

<input type="checkbox"/> 訪問相談希望日時	<input type="checkbox"/> オンライン相談希望日時
●第1希望日 月 日 時～	
●第2希望日 月 日 時～	
●第3希望日 月 日 時～	

個人情報、会社情報につきましては秘密を厳守いたします。

お気軽に
お問い合わせください

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号(和歌山県社会保険労務士会内)

TEL. 0120-547-888 FAX. 073-425-3041

E-mail. wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp